

## 令和6年 滑川町農業委員会 第10回総会 議事録

|  |                        |      |       |       |    |
|--|------------------------|------|-------|-------|----|
| 召集月日   | 令和6年10月18日(金)          |      |       |       |    |
| 開 会  | 令和6年10月25日(金) 午前9時25分  |      |       |       |    |
| 閉 会  | 令和6年10月25日(金) 午前10時05分 |      |       |       |    |
| 議 長  | 北堀高茂                   | 代理議長 |       | 仮議長   |    |
| 各 委 員 出 席 状 況  |                        |      |       |       |    |
| 農 業 委 員 (14名中13名出席、1名欠席)                               |                        |      |       |       |    |
| 1  | 杉田京子                   | 出席   | 8     | 齋藤哲男  | 出席 |
| 2  | 飯塚久雄                   | 出席   | 9     | 能見義夫  | 出席 |
| 3  | 赤沼 裕                   | 出席   | 10    | 田幡只夫  | 出席 |
| 4  | 北堀 高茂                  | 出席   | 11    | 石川光男  | 出席 |
| 5  | 大嶋 剛                   | 出席   | 12    | 井上茂昭  | 欠席 |
| 6  | 吉田利好                   | 出席   | 13    | 吉田 昇  | 出席 |
| 7  | 齋藤美津子                  | 出席   | 14    | 贅田基司  | 出席 |
| 農地利用最適化推進委員 (9名中8名出席、1名欠席)                             |                        |      |       |       |    |
| 下福田  | 小林 隆                   | 欠席   | 伊古    | 瀬上 勉  | 出席 |
| 上福田  | 小久保透                   | 出席   | 中尾・水房 | 山下 武  | 出席 |
| 山 田  | 服部雅俊                   | 出席   | 羽尾1   | 田島康男  | 出席 |
| 土 塩  | 杉田照秋                   | 出席   | 羽尾2   | 矢島一男  | 出席 |
| 和泉・菅田  | 鈴木康夫                   | 出席   |       |       |    |
| 参 与 者  |                        |      | 書 記   | 事 務 局 |    |
| 議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により<br>会議録署名委員及び会議書記を指名した。 |                        |      |       |       |    |
| 会議録署名委員  | 2番                     | 飯塚久雄 | 3番    | 赤沼 裕  |    |

第 10 回 総 会 審 議 議 案

|       |          |                             |
|-------|----------|-----------------------------|
| 日程第 1 |          | 議事録署名委員の指名                  |
| 日程第 2 | 議案第 37 号 | 農地法第 4 条制限除外について            |
| 日程第 3 | 議案第 38 号 | 農地法第 3 条（委員会）について           |
| 日程第 4 | 議案第 39 号 | 農地法第 5 条（知事）について            |
| 日程第 5 | 議案第 40 号 | 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について |
| 日程第 6 | 議案第 41 号 | 農地法第 5 条（届出）について            |
|       |          |                             |
|       |          |                             |

顛 末

○開 会

事務局 皆さん、おはようございます。令和6年第10回の農業委員会総会を始めさせていただきます。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。欠席の報告ですが、議席番号12番井上委員、下福田地区小林推進委員さんより欠席届が提出されています。最初に北堀会長より、ご挨拶を頂きたいと存じます。宜しく願いいたします。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和6年度第10回の総会にお忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。前回の9月25日の総会の後、〇〇〇さんのぶどう農園の方に、研修に参加していただいて、大変ありがとうございます。〇〇〇さんも4年目ですが、ああいう形で取り組んでいただいております。また、これをきっかけに、こういったことをやりたいような人がいたらぜひ進めていただければいいかなと思います。そして来年2月13日、14日で研修ということで、私が1年目に水戸の方へ研修でした。それ以来コロナの関係や、2年目には大雨が降って全国的に被害が出たことで研修の方も遠ざかり、コロナも3年4年とつづきましたので、ぜひ今年は何らかの形で県外研修を行い、いろんなことを学んで地域の発展に貢献できればいいのかなと思います。それから、過日10月24日、第34回町農業祭実行委員会の第2回目行いまして、11月23日に確定いたしました。9時半から2時までってことで、農業委員会としては、例年までは餅つき等を皆さんと協力して盛り上げたのですが、情勢が変わりいろいろな影響、体制もあり、作ったものを提供するのなかなか問題があるのではないかという答えにまとまりました。農業委員会としては、事務局を通じながら事務局の方で中心になって、農地相談をやっていきますので、各農業委員さんと推進さん、お時間のある方はぜひ盛り上げていただければと思います。その節は、よろしく願いいたします。それでは、本日提案された議案ですが、慎重審議をお願いして、私の挨拶といたします。どうもあり

がとうございました。

事務局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

議長 滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中13名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和6年滑川町農業委員会第10回総会は成立をいたします。これより開会いたします。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中8名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は、担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号2番飯塚委員、議席番号3番赤沼委員にお願いいたします。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。

#### ○議案審議

議長 日程第2、議案第37号「農地法第4条制限除外について」を議題といたします。

事務局 事務局より議案第37号「農地法第4条（制限除外）について」をご説明いたします。今月の届出件数は1件、16㎡となります。事務局より整理番号1から説明させていただきます。議案書は1

頁、図面は議案第 37 号資料 1－①から②をご確認下さい。それでは説明いたします。所在地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部、畑、農振地域内の農地、748 m<sup>2</sup>のうち 16 m<sup>2</sup>になります。申請人ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、農機具置場を建築するため、転用したいというものです。2a 未満の農地をその者の農作物の育成若しくは養畜産の事業のための農業用施設に供する場合は、農地の転用の制限の例外にあたり、許可ではなく届出としていますが、会長専決となっていないため、農業委員会に諮りたいと存じます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

13 番 1 班班長、13 番吉田です。現地調査の方を 10 月 19 日午後 3 時より農業委員 4 人、推進委員 2 人にて行いました。詳細につきましては担当委員の齋藤さんに報告していただきます。

7 番 はい、1 班 7 番齋藤です。現地調査の結果を報告いたします。申請案件の所在地ですが、先日〇〇〇で伺った〇〇〇の北側、元飼育所の東側にある畑でございます。申請の内容は、簡易的な農機具置き場を建築したいというもので、理由書がございますので、簡単に読ませていただきます。住居にトラクターを駐車しておくスペースもなく、畑までは〇〇〇を横断する必要があり、危険を伴うため、当該畑に簡易的な農機具小屋を設置し、トラクターの置き場を作りたい。届出対象については、畑のごく一部で、周辺農地等への影響はないと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 他にはございますか。

推進委員 はい、〇〇〇地区推進委員□□□です。代理で報告します。図面通りしっかり杭は打ってありまして、問題ないかと思えます。以上です。

議 長 ありがとうございました。他にはございますか。

議 長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、御意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請内容を承認し、受理とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 37 号番号 1 については、承認と決定いたしました。以上で、番号 1 を終わります。日程第 2 は以上になります。

議 長 日程第 3、議案第 38 号「農地法第 3 条(委員会)について」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より、議案第 38 号「農地法第 3 条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は 2 件、合計 5,277 m<sup>2</sup>になります。それでは申請番号 1 から説明させていただきますので、議案書の 2 頁、資料は、議案第 38 号資料 1 と記載されているものになります。それではご説明致します。申請地は、比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、610 m<sup>2</sup>になります。譲渡人は、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□様です。譲受人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人の経営規模については、滑川町に所有・耕作している農地はありません。また、〇〇〇町に居住しているため、〇〇〇町農業委員会に照会を行い、10 月 11 日付けで、所有・耕作している農地はなしと回答がありました。申請事由ですが、自家消費用畑として利用したいため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第 3 条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法 3 条 2 項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となりますが、今

回譲受人は所有・耕作している農地はございません。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

13 番 1班長 13番吉田です。10月19日午後3時過ぎに現地調査を行いました。詳細につきましては、今回、担当委員の方が休みなので齋藤議員の方をお願いいたします。

7 番 1班7番齋藤です。続けて報告させていただきます。申請地の所在地は、〇〇〇の東の〇〇〇を〇〇〇方面に×××キロほど進み、〇〇〇様のところを左折し、×××mほど登った左側に位置し、既に畑の西側には宅地も購入済みで、隣接する畑についても所有権を取得し、耕作したいとのこと。境界の杭についても確認しております。理由書がございますので、抜粋して読ませていただきます。本件農地では、約半分の面積で、季節ごとの野菜を栽培し、その他の部分では、これまで貸し農園では諦めていた果物の栽培にも挑戦したいと思っています。平日は勤めに出ることから、農作業は土日祝日がメインとなりますが、自宅の隣接した農地であるため、必要なときは平日の早朝や夕方にも作業することは可能であるため、本件農地の管理に支障はないと考えております。また、農機具等については、一度処分してしまった鍬やスコップ等を再度購入することとともに、草刈機や小型の管理機等を購入し、本件農地の管理を適切に行ってまいります。申請書には年間の作付けの予定も添付されており、特に問題はないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 〇〇〇地区の推進委員□□□です。代理で説明させてもらいます。農業委員さんのおっしゃる通り、現地確認しまして杭もしっかり打ってあります。既にある程度、耕作し整地できているため、特に問題ないかなというふうに思います。

議 長 ありがとうございます。他にはございますか。

議 長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、御意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 38 号番号 1 については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 38 号番号 1 については、許可と決定いたしました。以上で、番号 1 を終わります。

続きまして番号 2 の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 申請番号 2、資料は、議案第 38 号資料 2 と記載されているものになります。それではご説明いたします。申請地は、2 筆、比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振農用地、2,180 m<sup>2</sup>、並びに字〇〇〇×××番×××、畑、農振農用地、2,487 m<sup>2</sup>になります。2 筆とも 7 名の共同名義となっております。譲渡人は、〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様他 6 名です。譲受人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××□□□様です。譲受人の経営規模については、滑川町に所有・耕作している農地はありません。〇〇〇市に居住しているため、〇〇〇市農業委員会に照会を行い、10 月 9 日付けで所有・耕作している農地 11,926 m<sup>2</sup>について、全て問題なく耕作していると回答がありました。申請事由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第 3 条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法 3 条 2 項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、現地調

査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

- 14 番 2班班長 14番贄田です。10月19日土曜日午前10時より2班の農業委員2名、農地利用最適推進員1名で、申請人立会いのもと現地調査を実施いたしました。詳細につきましても、私が担当委員でありますので、引き続き説明いたします。場所は、〇〇〇の近くにある〇〇〇前の×××号線を東に向かいまして、×××kmほど行った所を右に曲がり、〇〇〇の土手沿いに×××mほど行った右側にあります。申請地や滑川町大字〇〇〇字〇〇〇××番×××、2,180㎡と×××番×××、2,487㎡で、いずれの境界杭も確認できました。申請者の自宅から×××mといった場所にあります。申請人の〇〇〇さんは44歳で、耕作面積は他10,840㎡、畑1,488㎡で、いずれも町外の〇〇〇市で耕作しております。先ほど事務局から説明がありましたように、農業、〇〇〇市農業委員会に耕作状況を照会してもらっております。いずれも問題なく、遊休農地等もありません。今回の申請は、営業規模拡大したいため、売買による農地の所有権を取得したいということです。労働状況は現在、本人のみで耕作を行っております。申請理由を簡単に読み上げさせていただきます。今回農地の取得につきましては、元土地の所有者である□□□様は生前のころより、お世話になっておりまして、亡くなった後、ご親族の皆様で農地の管理が難しいということで、農地の利用について相談がありました。農業経営の規模を拡大したいと考えていたため、今回私が農地を取得することに決めました。私は現在も農作物を耕作しており、可能な限り農業を続けていきたいと考えております。こういったことから、今回の農地を譲り受ける話を了解し、農地法に基づき、許可をいただく申請をいたしました。以上のような内容になっています。農機具はトラクター5台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、籾摺り機1台を所有しております。この案件ですが、特に問題なく適当であると考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。他にはございますか。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。よろしくお願いします。今回の申請は、若い農業者が農地を取得し、規模拡大を行うという案件です。今後も規模拡大により、遊休農地の解消に努めていただきたいと思います。周辺地域との関係は、地域のルールに従って、農薬の散布を行いますとの事です。本申請に関する意見は以上になります。よろしくお願いします。

議 長 他にはございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、御意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 38 号番号 2 については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 38 号番号 2 については、許可と決定いたしました。以上で番号 2 を終わります。日程第 3 は以上になります。

議 長 日程第 4、議案第 39 号「農地法第 5 条（知事）について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第 39 号「農地法第 5 条(知事)について」です。今月の申請件数は 2 件、2,369 m<sup>2</sup>となります。番号 1 から説明します。議案書 3 頁、図面は議案第 39 号資料 1－①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。申請地は、比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域外の農地、950 m<sup>2</sup>。同じく×××番×××、畑、農振地域外の農地、656 m<sup>2</sup>。同じく×××番×××、畑、農振地域外の農地、359 m<sup>2</sup>。同じく×××番×××、畑、農振地域外の農地、147 m<sup>2</sup>の合計 4 筆、2,112 m<sup>2</sup>になります。農地の区分は、10ha 未満の農業公共投資を

行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。譲渡人は、3名おりまして、滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様、同じく×××番地×××、□□□様、同じく×××番地×××、□□□様。譲受人は、〇〇〇〇〇〇市〇〇〇×××番×××、株式会社□□□、代表取締役□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、分譲住宅5棟を建築するため、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

4 番 4班班長3番の赤沼裕です。現地調査の結果につきまして報告をいたします。今回4班は、2件の申請がありまして、10月22日火曜日8時から農業委員4名、農地利用最適化推進委員2名で、順次申請案件の現地確認を行いました。なお、詳細につきましては、地区の担当であります大嶋委員に報告をお願いします。

5 番 4班5番の大嶋剛です。班長がおっしゃった通り10月22日午前8時より現地調査を行いました。この土地は、〇〇〇から北に向かい、信号を右折し、町道×××号線を×××mぐらい行った信号手前、南側のところの土地です。本物件につきましては、既に隣接する南側の土地は開発されており、宅地分譲が進んでいる地点の土地でございます。他に候補地がありましたが、地形地盤状況等により、開発工事が難しく売買の交渉金額が予算オーバーをし、地主さんとの折り合いがつかず、候補地から外れました。理由書がありますので、読み上げさせていただきます。理由書、今回申請地を農地転用申請させていただいた理由としては、土地の地主様が農業を継続できずに、土地を有効活用できていなかったことが一つ挙げられます。地形が変形土地であり立地が墓地ということも大きいかと思えます。また下記に挙げた選定候補地を限定で検討しておりましたが、話がうまくまとまらず、逆に現在の申請地で地主様の要望が強くあり、農地を所持していても、高齢で農作ができない状態での土地の維持管理が難しいという点

が、選定の決め手となりました。現在の状況であれば、農地として活用するよりも、住宅として、若い世代の方に居住していただく方が滑川町にとっても良いのではないかという判断で選定いたしました。町道には公共下水道が敷設されています。進入道路が計画されており、盛土を行う造成の建築計画となっております。添付書類として、土地利用計画図、給排水計画図、造成計画図、建築計画図、資金計画、工事見積書、隣接農地の所有者の同意書などがあります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。他にございますか。

推進委員 ○○○地区推進委員□□□です。先ほど大嶋委員から詳しく説明がありましたように、農業委員4名、推進員2名で、現地調査を行った結果、周辺農地2筆への悪影響はないと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。他にございますか。

ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、御意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議長 それでは無いようですので、申請の通り議案第39号番号1については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第39号番号1については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたしました。以上で番号1を終わります。続きまして日程第3議案第39号番号2の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 番号2、図面は議案第39号資料2-①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明いたします。申請地は、大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域内の農地、223㎡。同じく字○○○×××番×××、畑、農振地域内の農地、34㎡に

なります。農地の区分は、10ha 以上の一団の連たん農地であるため、第1種農地と判断致します。第1種農地は、原則不許可ですが本件は近隣市町村に長期居住者となる者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市大字〇〇〇××番地×××、□□□様となります。申請事由は、売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築するため、転用したいというものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより説明をお願いいたします。

4 番 4番班長3番の赤沼裕です。10月22日火曜日に、先ほどの5条申請と同様に申請案件の現地確認を行いました。担当地区でありますので、引き続き報告をいたします。土地の所在等については、先ほど事務局から説明のあった通りでございます。申請地の位置は、〇〇〇を左折しまして、約×××km先の〇〇〇のところの信号の約×××m手前の右側にある畑でございます。ここは今年の8月26日の総会で審議をされた案件と同じ区画内にあります。申請の内容は所有権移転をして、自己用住宅を建てるため農地を転用するものであります。申請の理由については理由書に基づいて、要点を説明します。土地選定理由書がございます。この内容につきましては、大字〇〇〇と大字〇〇〇の土地内で約3件の確認を行ったということです。内容につきましてはいずれも、進入路が狭く、面積も小さいという土地とあと気に入った土地もあったのですが、商談に入る前に他の人は仮契約をしてしまったため断念。また他の工事業者の予約が入っていて工事に入っているため検討は行っていません、といずれも断念したということが選定理由書の方に記入してあります。内容については以上であります。土地の境界につきましては、地積測量図に基づいて確認が

できました。申請地は緩やかな傾斜地になっているため、一部コンクリートブロックを設置しまして、盛土による造成工事が計画されています。雨水は浸透トレンチを設置して、宅地内処理とし雑排水については、合併浄化槽で処理をして、道路側溝に放流する計画になっています。申請書には、住宅建築にかかる設計図、資金計画書、農用地外証明また開発等に関する申請書、それから道路側溝使用許可申請書も添付されていまして確認をしております。この件については付近の土地に被害が生じないよう十分注意し、万が一被害が生じた場合は責任を持って対応するということとあります。したがって、本案件につきましても、やむを得ないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

推進委員 ○○○地区担当の推進委員の□□□です。申請地は、分譲地の中ほどにある場所になります。申請地の前後には、住宅ができる予定で、西側敷地進入路となり、東側の隣地境界には擁壁ができる予定となっています。このような状況なので近隣には農地に接する場所もないので、特に問題はないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。他にはございますか。

議 長 ただいま班長さん担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、御意見ご質問がございましたら挙手をお願いします。

(委員より意見無し)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り議案第 39 号番号 2 については許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 39 号番号 2 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で日程第 4 議案第 39 号は以上となります。

議 長 日程第5議案第40号、「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第40号「農地法3条の3（相続等による権利移動）について」を説明いたします。議案書の4頁、議案第40号資料1-①、②と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は1件、13,579.86㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。所在地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、152㎡外15筆、田畑合計13,579.86㎡になります。位置については、議案第40号資料をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

（委員より意見なし）

議 長 それでは議案第40号の質疑を終了いたします。  
日程第5は以上になります。

議 長 日程第6、議案第41号「農地法第5条届出について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第41号「農地法5条(届出)について」。議案書の5頁、議案第41号資料1と記載されているものをご確認下さい。今月の届出案件は1件、260㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となります。所在地は、〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域外の農地、260㎡になります。位置については、議案第41号資料1をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、

株式会社□□□、代表取締役□□□様です。届出事由は賃借権 20 年を設定し、店舗敷地として利用するため、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員より意見なし)

議 長 それでは議案第 41 号の質疑を終了致します。日程第 6 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 6 年第 10 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。最後に、総会を終了させていただきますが、杉田職務代理より、閉会のご挨拶をお願いします。

職務代理 今日議題慎重審議、長時間にわたりありがとうございました。これにて第 10 回総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和6年11月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 飯 塚 久 雄

署名委員 赤 沼 裕